



modulat inc.

ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

平成19年8月6日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社
(コード番号3043:大証ヘラクレス)
本社所在地 東京都港区赤坂二丁目10番9号
代表者 代表取締役 松 村 明
問合せ先 取締役 セントラル・コーポレーション
サービス・ディビジョン マネージャー
徳 永 淳 子
電話番号 (03) 5575-5721 (代表)
(URL <http://www.modulat.com/>)

取締役に対する有償新株予約権に関するお知らせ

当社は、平成19年7月24日開催の取締役会において、取締役に対して発行する有償新株予約権に関する報酬額の設定および当該新株予約権の内容について、下記のとおり平成19年8月29日開催予定の当社第8回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

今般、当社取締役に対し、中長期的な業績及び企業価値の向上に対してより一層の意欲及び士気を高め、また、株主の皆様との利害の共有化を図ることを目的として、株価達成行使条件付新株予約権を有償にて発行することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、新株予約権の具体的な発行および割当は、下記について当該株主総会において承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

1. 提案の理由

当社は、取締役が株価変動の影響を株主の皆様と共有し、中長期的な業績及び企業価値の向上に対しより一層意欲及び士気を高めることを目的に、当社取締役に対し株価達成行使条件付新株予約権を有償にて発行するものであります。

2. 取締役報酬等の内容

平成18年8月25日開催の第7回定時株主総会においてご承認いただいた年額60,000千円（ただし、使用人分給与は含まない。）との取締役の報酬枠とは別枠で、株価達成行使条件付新株予約権として本事業年度に発行する新株予約権に関する当社取締役の報酬等の額を年額35,000千円以内とし、また、当該

新株予約権の内容を後記(1) から(8) のとおりといたします。なお、本新株予約権は株価達成行使条件付であることに鑑み割当対象者は新株予約権と引換えに金銭の払込みを要することとし、具体的には、新株予約権の割当てに際しての払込金額を同時点においてモンテカルロ・シミュレーションにより算出される公正な価額とし、当社取締役が当該金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとして、新株予約権を取得させることを予定しております。

本議案における株価達成行使条件付新株予約権による報酬等の額は、議案決定時におけるモンテカルロ・シミュレーションにより算出された新株予約権の公正な評価額に取締役が割当てる予定上限数を乗じた金額を参考に、新株予約権と引換えに払込みを要することを踏まえ、業績及び企業価値向上に対する取締役の意欲及び士気を高める目的に適した金額を考慮し算定しました。

なお、当社の現在の取締役は4名であります。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の総数並びに新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 発行する新株予約権の総数

2,000 個を上限とする。ただし、これが、35,000 千円を新株予約権を割り当てる日（以下、「割り当て日」という。）においてモンテカルロ・シミュレーションにより算出された新株予約権1個当たりの公正価額で除して得た数を上回る場合には、当該数を上限とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、株式分割または株式併合の比率に応じ付与株式数を比例的に調整する。

また、当社が資本の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額は、新株予約権発行の取締役会決議の時点においてモンテカルロ・シミュレーションにより算定した新株予約権1個の公正価額とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に行使する新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均価額とする。

ただし、当該価額が新株予約権を発行する日の前日の終値を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から3年を経過した日の翌日を初日として2年間（以下、「権利行使期間」という。）とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、転籍、その他当社取締役会において正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、権利行使期間中において、終値が行使価額の3倍に相当する額を超過した日以降でなければ新株予約権を行使することができない。

③ その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

(7) 新株予約権の取得事由

割当日後2年を経過した日の翌日から権利行使期間の初日の前日までの間に、終値が権利行使価額の3分の4に相当する額を下回ったとき（以下、「取得事由」という。）は、当社は、取得事由が生じた日において、無償で全ての新株予約権を取得する。

(8) 上記(1)ないし(7)の詳細及び上記(1)ないし(7)におけるその他の事項並びにその他の募集事項については取締役会の決議により定める。

(注) 上記の内容につきましては、平成19年8月29日開催予定の当社第8回定時株主総会において「当社取締役に対し株価達成行使条件付新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件いたします。

なお、当社取締役会において本件にかかる株価達成行使条件付新株予約権の発行を決議した場合には、速やかに開示をいたします。

以上